

第3回

新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議

会議資料

(関連資料を含む)

新潟市教育委員会事務局

教育総務課

第3回 新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議 会議資料

<目次>

I	新潟市が設置する公立夜間中学の在り方（案）	p 1
1	新潟市立夜間中学が目指す姿	
2	目指す姿を実現するために必要な学校づくりの視点	
II	新潟市が設置する公立夜間中学の枠組み（案）	
1	設置予定場所	p 2
2	設置予定時期	p 2
3	設置形態	p 2
4	学校規模	p 3
5	入学対象者	p 3
6	入学時期	p 3
7	入学学年	p 3
8	修業年限	p 3
9	休学	p 3
10	教育課程	p 4
11	職員体制	p 5
12	生徒への支援体制	p 6
13	その他	p 7

関連資料

関連資料 1	全国の公立夜間中学における教科等別授業時数	p 9
関連資料 2	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」	p 9
関連資料 3	学校教育法第21条	p 10
関連資料 4	教育基本法第5条 2	p 10
関連資料 5	指定都市の公立夜間中学における、習熟度別等のコース別授業の実施状況	p 11
関連資料 6	「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説	p 11
関連資料 7	「今後の夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について」	p 12
関連資料 8	指定都市の公立夜間中学における教職員配置状況	p 12
関連資料 9	明鏡高等学校における「にいがた若者自立応援ネット」	p 13
関連資料 10	全国の公立夜間中学における経済的支援の実施状況	p 13
関連資料 11	全国の公立夜間中学における給食の実施状況	p 13

I 新潟市が設置する公立夜間中学の在り方（案）

1 新潟市立夜間中学が目指す姿

生徒一人一人の「学びたい」という思いにこたえ、
豊かな社会生活を支援する学校

昨年度行った「夜間中学設置検討に係るニーズ調査」の結果、及び、「第1回新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議」での意見を踏まえ、新潟市では、様々な背景をもった生徒に教育機会を提供し、生徒一人一人の「学びたい」という思いにこたえとともに、様々な困り感を抱えた生徒に寄り添い、生徒の豊かな社会生活を支援する夜間中学を目指します。

2 目指す姿を実現するために必要な学校づくりの視点

目指す学校の姿を実現するため、次の3つの視点から、学校づくりを進めます。

（1）多様なニーズに応じ、一人一人の可能性を引き出すための学習指導

<取組の方向性>

- ① 学習状況や能力等の事前把握と、個に応じた支援計画の作成。
- ② 習熟度別学習コースの設定や少人数指導などによる、指導内容や指導方法の工夫。
- ~~④ 複数の教員による指導や地域の学習支援ボランティアによる、きめ細かな指導体制づくり。~~
- ③ きめ細かな指導を行うための、チーム・ティーチング*¹による指導や市民の学習支援ボランティアによる支援。

（2）誰もが安心して通学し、居心地よく過ごせる場所にするための取組

<取組の方向性>

- ① お互いの違いを認め合う学校風土を醸成するための教育活動の充実。
- ② 生徒が自分のよさや成長を自覚し、自信につなげるための教育活動や支援の充実。
- ~~④ 生徒一人一人の背景や考え方を尊重した親身な支援と、教育相談体制の充実。~~
- ~~④ 日本語に不安のある生徒に対する日本語指導の実施。~~
- ③ 生徒一人一人の背景や現状に応じた親身な支援と、教育相談体制の充実。

（3）生徒が、自分らしく豊かな社会生活を送るための教育活動や支援体制

<取組の方向性>

- ① 協働的な学習、地域と連携した教育活動、キャリア教育、特別活動等を通した、豊かな社会生活を送るために必要な資質・能力の育成。
- ② 学校と各関係機関の連携による、生徒の社会生活の充実に対する支援。

*1 チーム・ティーチング

複数の教員が協力して一つの集団を指導する授業方法。授業を主として進める教員と生徒の個別の課題に対応する教員とに役割を分担する場合や、共同の授業者として授業を行う場合などがある。

Ⅱ 新潟市が設置する公立夜間中学の枠組み（案）

1 設置予定場所 新潟市立明鏡高等学校内（新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号）

【主な理由】

- ・ 中学校の設置基準を満たしている。
- ・ 普通教室として使用可能な教室があり、将来的な生徒増にも対応可能である。
- ・ 既存施設を有効活用し、早期に開設できる。
- ・ バリアフリーに対応している。（エレベーター、多目的トイレ整備済み）
- ・ 公共交通機関の利便性が良く、生徒が通学しやすい立地である。
- ・ 駐車スペースがあり、自家用車での通学を希望する生徒に対応できる。
- ・ 明鏡高等学校の生徒や教職員、学校開放利用者等への影響が少ない。
- ・ 夜間中学と明鏡高等学校には、目指す姿や取組の方向性において共通点があり両校が連携することにより、より充実した活動を行うことが期待できる。

【明鏡高等学校夜間部との関係】

夜間中学と明鏡高等学校夜間部（以下、高校夜間部）が、同じ時間帯に同じ校舎を使用します。その際、各校の教育活動に支障が出ないように、教室の使用場所や使用時間を調整します。

なお、高校夜間部は、令和9年度入学者選抜から募集を停止し、生徒が全員卒業した時点で閉部となります。

2 設置予定時期 令和9（2027）年4月

3 設置形態 単独校として設置

【主な理由】

- 専任校長を配置することにより、独自性を発揮しながら、特色ある学校運営を行いやすい。また、校長が、生徒の状況を常に把握することができ、迅速で的確な対応を取りやすい。
- より多くの教職員を配置することができ、一人一人の生徒のニーズに応じた、きめ細かく丁寧な指導・支援を行いやすい。

4 学校規模 1 学年 1 学級（計 3 学級）

- ・全校生徒 20～40 名程度を想定しています。（あくまで目安であり、定員は設けません。）
- ・開設時から 3 学年編成とします。ただし、在籍する生徒が少ない場合、複数学年を 1 学級とする複式学級とする場合があります。

5 入学対象者

学齢期を過ぎた人で、原則として新潟市に居住し※、以下のいずれかの要件に当てはまる人を対象とします。国籍は問いません。

- ① 様々な理由により、義務教育を修了していない人。
- ② 中学校を卒業していても、不登校等の理由により、中学校の授業を十分に受けることができなかった人。

※県内他市町村に居住している人の入学は、~~今後、県や他市町村と協議します。~~が新潟市立夜間中学への入学を希望した場合は、協定書を各市町村と締結した上で、入学を認める方向で調整します。詳細は、県や他市町村と協議します。

6 入学時期 原則 4 月入学

4 月入学を原則としますが、個々の状況に応じて、後期※開始からの入学を可能とします。
※後期は 10 月の第 2 月曜日の翌日から開始します。

7 入学学年 原則第 1 学年からの入学

第 1 学年からの入学を原則としますが、学習履歴や生徒本人の意向等を踏まえ、教育上の支障がないと判断した時は、第 2 学年や第 3 学年からの入学を可能とします。入学まで手続きの方法は、別途定めます。

8 修業年限 原則 3 年（最長 6 年）

修業年限は 3 年を原則とします。（第 2 学年や第 3 学年から入学した場合の修業期間は、それぞれ 2 年、1 年を原則とします。）必要な教育課程の修了が困難な場合は、最長 6 年までの在学を可能とします。卒業認定は、学習履歴や生徒本人の意向を踏まえて、校長が判断します。~~定め~~
~~られた~~必要な教育課程を修了した生徒には、中学校の卒業資格を与えます。

9 休学

一定期間、通学が困難な状況が発生した場合は、生徒と相談の上、休学を可能とします。休学期間は在学期間に含めません。

10 教育課程

(1) 年間授業日数、長期休業、学期

- ・年間授業日数は200日前後とします。
- ・新潟市立学校管理運営に関する規則に基づき、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業、学年始休業日を設けます。
- ・学期は2学期制とします。(前期は4月1日から10月の第2月曜日まで、後期は10月の第2月曜日の翌日から3月31日までです。)

(2) 1日の流れ

- ・授業日は月曜日から金曜日までの5日間とし、1コマ40分の授業を4限まで行います。
- ・授業開始時刻は、昼間、働いている方に配慮して設定します。
- ・授業終了時刻は、公共交通機関を利用して下校する方に配慮して設定します。

【1日の流れのイメージ】 ※詳細は今後検討します。

学活	17:50～17:55 (5分)
1限	17:55～18:35 (40分)
休憩(5分)	
2限	18:40～19:20 (40分)
休憩(15分)	
3限	19:35～20:15 (40分)
休憩(5分)	
4限	20:20～21:00 (40分)
清掃・学活	21:00～21:10 (10分)

(3) 学習する教科

- ・中学校学習指導要領に基づき、以下の教科等の授業を行います。

〔 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語(英語)
道徳、特別活動(学級活動)、総合的な学習の時間 〕
- ・年間総授業時数を700コマ程度とします。
- ・学び直しに対する要望が多いことを踏まえ、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の授業時数を多く設定します。具体的な教科等別時数は今後検討します。(「関連資料1」参照)
- ・総合的な学習の時間において、キャリア教育や地域連携活動を行うこと検討します。
- ・上記の教科等のほか、体育祭や修学旅行等の学校行事の実施を検討します。

(4) 授業の進め方(「関連資料2～7」参照)

- ・特別の教育課程を編成し、一部の教科では、小学校の学習内容を含めた習熟度別学習コースを設定し、少人数指導を行います。コースは学年に関係なく選ぶことができ、本人が希望すれば、年度が替わっても同じコースを選ぶことができるようにします。

【習熟度別学習コースのイメージ】※詳細は、今後検討します。

コース名	説明
ベーシックコース	・小学校の学習内容を中心に学習するコース
ホップコース	・中学1年生内容を中心に学習するコース
ステップコース	・中学2年生内容を中心に学習するコース
ジャンプコース	・中学3年生内容を中心に学習するコース

- ・生徒の学習状況に合わせてきめ細かな指導ができるよう、1つの授業を複数の教員が担当する体制づくりを進めます(ティーム・ティーチングの実施)。また、学習内容の理解・定着の促進等を支援するため、市民による学習支援ボランティアを募集します。
- ・生徒に学習用タブレット端末を1人1台貸与し、デジタル教材を活用したわかりやすい授業や、個別最適な学習指導を進めます。
- ・対面での授業を原則としますが、事情のある生徒への学習支援として、オンラインでの授業配信を検討します。

1.1 職員体制(「関連資料8」参照)

- ・新潟市立小・中学校教職員配当基準に基づき、校長、教頭、教諭、養護教諭などの教職員を配置します。また、非常勤講師等を配置し、全教科の授業に対応した体制を整備します。
- ・一人一人に対してきめ細かな学習指導を行うため、加配定数^{*2}に基づく教員の配置を検討し、職員体制の充実を図ります。

*2 加配定数

「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて教職員の配置数を算定する際、学級数や児童生徒数などから機械的に算出する基礎定数に加え、特定の政策課題や学校の実情に応じて特例的に配置される教職員の数。

12 生徒への支援体制

(1) 教育相談の充実

- ・学級担任との定期的な教育相談を実施し、生徒の悩みや不安等に対し、寄り添った対応を行います。また、いつでも、どの教職員にも相談できる体制を整えます。
- ・スクールカウンセラー*³の配置やスクールソーシャルワーカー*⁴の派遣などを検討し、心理や福祉の専門スタッフの支援を受けながら相談を受けることができる体制づくりを進めます。

(2) 合理的配慮*⁵の提供

- ・特別な支援を必要とする生徒に対して、一人一人のニーズに応じた合理的配慮を行います。

(3) 日本語に不安のある生徒への支援

- ・日本語に不安のある生徒が、日本語での教科学習に適応し、安心して学校生活や社会生活を送ることができるよう、日本語指導協力者*⁶又は教員による日本語学習の実施を検討します。ただし、日本語学習だけを受けることはできません。

(4) 進路指導の充実

- ・高校への進学や就職に対する多様なニーズに対応するため、進路指導主事を中心に、進路指導の充実を図ります。

(5) 関係機関と連携した支援

- ・学校、福祉、雇用、外国籍の住民支援、社会教育等に関する関係機関が連携・協力し、生徒の社会生活上の課題解決や、就労、社会生活の充実等を支援するための仕組みづくりを進めます。

(「関連資料9」参照)

*3 スクールカウンセラー

カウンセリングを通して児童生徒や保護者などに心理的な助言や援助を行い、児童生徒の悩みや心の問題解決を支援する心理の専門家。

*4 スクールソーシャルワーカー

児童生徒や家庭を取り巻く環境の改善や関係機関とのネットワーク構築などを通して、児童生徒が抱える課題解決を図っていく福祉の専門家。児童生徒や保護者への直接的な個別支援や、関係機関との連携・調整などを行う。

*5 合理的配慮

学校における教育的配慮とは、障がいのある児童生徒が、他の児童生徒と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、座席の配慮や試験時間の延長、音声読み上げ機能の使用など、児童生徒の障がいの状態や特性に合わせて個別に配慮を行う。

*6 日本語指導協力者

日本語による日常会話や日本語での教科学習が難しい児童生徒に対し、日本語指導を行う有償ボランティア。新潟市立学校からの申請に基づき、新潟市教育委員会が派遣する。

13 その他

(1) 費用負担

- ・授業料や入学金はかかりません。
- ・教科書は無償給与します。小学校内容を学習する場合は、小学校用教科書も無償給与します。
- ・資料集などの副教材費、調理実習や体験学習にかかる費用等は自己負担とします。具体的な金額は、今後検討します。

(2) 経済的支援

- ・経済的事情により就学が困難な生徒に対して、就学援助に類する経済的支援^{*7}の実施を検討します。(「関連資料 10」参照)

(3) 制服等

- ・様々な年齢や国籍の方が通学することを踏まえ、制服・通学カバン・通学靴・体育着は指定しません。

(4) 給食

- ・給食の提供は行いませんが、休み時間に各自が持参したものを食べることができるようにします。(「関連資料 11」参照)

(5) 通学方法

- ・徒歩、自転車、公共交通機関を利用して通学することを原則とします。
- ・通学のための定期券購入において、学生割引が適応できるよう、公共交通機関と協議します。
- ・やむを得ない事情がある生徒は、事前申請により自家用車で登校できるよう検討します。

(6) 校名・校章・校歌

- ・校名は、令和7年度中に、公募により決定します。
- ・校章は、令和8年度中に決定します。決定方法は今後検討します。
- ・校歌は、新潟市立夜間中学開設後、教育活動の一環として制作します。

(7) 教職員の研修体制

- ・授業力や生徒理解力、生徒対応力等の向上に向けた研修を計画的に実施し、指導・支援の充実を図ります。

*7 就学援助に類する経済的支援

学校教育法第19条において、就学援助の対象者を「学齢児童・生徒の保護者」としていることから、文部科学省では、夜間中学で行われている経済的支援について「就学援助に類する経済的支援」と呼称している。

(8) 学校運営協議会*⁸の設置と地域教育コーディネーターの配置*⁹

- ・地域の代表者や関係機関の担当者などから構成する学校運営協議会を設置し、地域や関係者から学校運営に積極的に参画していただく体制を整えます。
- ・地域と連携した教育活動を進めるため、地域教育コーディネーターの配置を検討します。

(9) 継続的な改善に向けた取組

- ・生徒や教職員、学校運営協議会委員、地域や関係機関の関係者などから学校運営に関する意見を幅広く集め、学校運営の成果と課題について点検・評価を行い、継続的に改善を進めます。

(10) 市民への広報・周知

- ・新潟市立夜間中学を広く市民に理解していただくため、関係機関等と連携しながら、学校の活動方針や活動内容について、継続して広報活動を行います。
- ・入学対象となり得る方に新潟市立夜間中学に関する情報が幅広く届くよう、関係機関との情報共有や連携を継続的にを行います。

* 8 学校運営協議会

保護者、地域代表、学校支援者、校長などで組織し、学校運営に対して意見を述べたり、校長が作成する学校運営の基本方針を承認したりする。地域総がかりで子供の成長を支えることを目指し、すべての新潟市立学校園に設置されている。学校運営協議会が設置されている学校園をコミュニティ・スクールと呼ぶ。

* 9 地域教育コーディネーター

学校と地域、社会教育施設の間をつなぐ役割を果たし、地域人材の発掘や、学校支援ボランティアの組織・整備、学校を核とした地域ぐるみの教育活動の企画・運営などを行う。新潟市教育委員会が公募によって人選する。

関連資料 1 全国の公立夜間中学における教科等別授業時数（一般的な例）

	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語（英語）	道徳・学級活動 総合的な学習の時間	合 計
週あたり時数	3	3	3	3	1	1	1	1	3	1	20
年間総時数	105	105	105	105	35	35	35	35	105	35	700

関連資料 2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」一部抜粋

（平成 29 年 3 月 31 日付初等中等教育局長）

第 1 改正等の概要

2 学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件

（平成 29 年文部科学省告示第 60 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第 56 条の 4（同令第 79 条、第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 132 条の 5 に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

- （1）特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。
- （2）中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
- （3）特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

第 2 留意事項

2 特別の教育課程の内容

- （1）学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第 21 条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- （2）学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる。

関連資料3 学校教育法第 21 条

(昭和 22 年法律第 26 号、最終改正：令和元年法律第 44 号)

第 21 条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 5 条第 2 項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

関連資料4 教育基本法第 5 条 2

(昭和 22 年法律第 25 号、最終改正：平成 18 年法律第 120 号)

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

関連資料5 指定都市の公立夜間中学における、習熟度別等のコース別授業の実施状況

(令和7年、新潟市が他指定都市に調査)

ア 学年別に授業を行う（コース制なし）	4校
イ 学年内を習熟度別コースに分けて授業を行う	1校
ウ 学年内を日本語習得状況別コースに分けて授業を行う	1校
エ 学年に関係なく、習熟度別コースに分けて授業を行う	3校
オ 学年に関係なく、日本語習得状況別コースに分けて授業を行う	1校
カ 学年に関係なく、習熟度及び日本語習得状況別コースに分けて授業を行う	7校
キ 1・2年生は「エ」、3年生は「イ」の形式	1校

関連資料6 「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説」一部抜粋

第3章 教育課程の編成及び実施

第4節 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(4) 学齢を経過した者への配慮

② 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善

(第1章第4の2の(4)のイ)

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要である。このため、第4節1「(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」の欄も参照しつつ、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、チーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれる。

特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要となる。このため、第4節2「(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」の欄も参照しつつ、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材の工夫をすること等が重要である。

関連資料 7 「今後の夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について」一部抜粋

(令和6年3月29日、文部科学省初等中等教育局)

学校教育は、学力だけでなく、学校生活全般において、他者と関わりながら、共に学び、人間性を涵養するという役割を担うものであり、夜間中学においても対面で授業を行うことが原則となりますが、例えば生徒の体調や仕事の都合等によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自宅において授業の配信を受けられるようにすることは可能であり、自宅において I C T 環境が整っていない場合には、プライバシー保護やセキュリティ対策等に十分留意しつつ、公民館など自宅外の場所で授業の配信を受けられるようにすることも可能です。

なお、これらの学習についての評価を適切に行い、その結果を通知表その他の方法により生徒に伝えることは、生徒の学習意欲の維持・向上につながるものであり、各学年の課程の修了や卒業の認定に当たっては、こうした学習も含めた平素の成績を総合的に評価して行うことも可能であるところ、高等学校入学者選抜においては、オンラインを活用した学習を受けたことにより不利益が生じないように配慮していただきますようお願いいたします。

関連資料 8 指定都市の公立夜間中学における教職員配置状況（令和7年度）

(令和7年、新潟市が他指定都市に調査)

○指定都市の公立夜間中学のうち、「全校3学級・単独校」における教職員配置数の平均

校長	教頭	主幹教諭 指導教諭 教諭	常勤講師	非常勤講師	養護教諭	事務職員
1.0	1.0	7.0	1.0	4.7	1.0	1.0

(単位：人、小数第二位を四捨五入)

関連資料 9 明鏡高等学校における「にいがた若者自立応援ネット」

※学校と関係機関による支援体制づくりを行う際に参考とする

- ・新潟市若者支援協議会の事業の一つとして実施。
- ・毎月1回、明鏡高校内にフリー相談室を開設し、新潟市若者支援センター等の職員が、希望する明鏡高校生徒や保護者、教職員の相談に乗る。
- ・教職員やスクールカウンセラーと連携し、生徒に対する適切な支援策を検討したり、生徒や保護者に支援機関を紹介・周知し、利用を促したりする。

【構成団体とそれぞれの役割】

- ☐新潟市若者支援センター(オール)……………社会的自立を支援
- ☐新潟地域若者サポートステーション……………就労を支援
- ☐新潟市ひきこもり相談支援センター……………社会参加を支援
- ☐新潟市発達障がい相談支援センター(J O I N) ……自己理解を支援
- ☐新潟市教育相談センター……………学校生活の充実を支援

関連資料 10 全国の公立夜間中学における経済的支援の実施状況（令和6年5月時点）

（文部科学省「令和6年度夜間中学等に関する実態調査」）

○回答：夜間中学を設置している47団体（7県・40市区）

ア 実施している（学齢生徒の就学援助制度と同じ認定要件）	23 団体（48.9%）
イ 実施している（学齢生徒の就学援助制度と異なる認定要件）	12 団体（25.5%）
ウ 実施していない	12 団体（25.5%）

関連資料 11 全国の公立夜間中学における給食の実施状況（令和6年5月時点）

（文部科学省「令和6年度夜間中学等に関する実態調査」）

○回答：夜間中学を設置している47団体（7県・40市区）

ア 実施している	23 団体（48.9%）
イ 実施していない	24 団体（51.1%）